

令和7年7月10日

国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び 運用保守業務に関する公募

1. 企画競争に付する事項

国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務の
企画競争（別冊仕様書のとおり）

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（2）国立大学法人山形大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 企画提案書等の提出方法等

（1）企画提案書等の提出方法

別冊公募要領に示す提出書類を、下記期限までに郵送又は持参すること。

（2）企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和7年8月20日（水）17時必着

提出先：下記に示す場所

4. 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時：令和7年7月25日（金）14時

開催場所：山形大学法人本部4階第二会議室

なお、説明会に参加する場合は、7月18日（金）までに、下記担当へその旨連絡すること。

5. 事業規模（予算）

別冊，公募要領等による。

6. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき，国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務選定委員会において行う。

7. その他

本件に関するその他必要事項については，公募要領等によるものとする。

【本件担当・連絡先】

住 所：〒990-8560 山形県山形市小白川町一丁目4番12号

担 当：国立大学法人山形大学

小白川キャンパス事務部運営支援課 担当 鈴木

T E L：023-628-4891

F A X：023-628-4889

E - m a i l：yu-keiyak@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

公募要領

1 事業名 国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務の企画競争

2 事業の趣旨

山形大学 Web サイトは、大学の「顔」であり、不特定多数への速報性を伴う情報媒体として、本学広報メディアミックスの旗艦的役割を担っている。大学のあらゆる活動の情報発信やステークホルダーとのコミュニケーションツールとしての機能面強化の観点から、ステークホルダーからの意見を取り入れ、随時リニューアルを図る。

また、これからの受験生はデジタルネイティブとして成長してきており、タイムパフォーマンスを重視する傾向がある。少ない工程で目的の情報にたどり着けること、または視覚的に情報を素早く収集できる設計とし、受験生及び父母等へ訴求力の高いものへ改善していくことが必要である。

現在のユーザビリティ、Web アクセシビリティの水準を維持・向上させつつ、閲覧者にとってより分かりやすく、閲覧しやすい Web サイトにリニューアルすることをその目的とする。

3 事業の内容

別添「国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務仕様書」のとおり

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 国立大学法人山形大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 企画提案書等の提出方法等

(1) 企画提案書等の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒990-8560 山形県山形市小白川町一丁目4番12号

国立大学法人山形大学小白川キャンパス事務部運営支援課 担当 鈴木

TEL: 023-628-4891 FAX: 023-628-4889

E-mail: yu-keiyak@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

(2) 企画提案書等の提出方法

提出方法は、郵送又は持参すること。

○郵送

- ・簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体で提出すること。
- ・確認後、受領通知を「参加申込書」担当者へ行う。

○持参

- ・受付時間：平日8時30分～17時（12時15分～13時除く）
- ・提案書類は紙媒体で提出すること。
- ・確認後、受領通知を「参加申込書」担当者へ行う。

その他の注意事項

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面（別添「参加申込書」）を併せて提出すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨により作成し提出すること。

(3) 提出書類

- ①企画提案書（以下の内容を含む）・・・10部
 - ・デザインコンセプト
 - ・画面遷移図・ナビゲーション案
 - ・操作フロー
 - ・画面デザイン（第5階層まで各1ページ）
 - ・CMS 基本設計案と機能の紹介資料
 - ・新しい仕掛けの提案
 - ・運用期間中における保守・サポート体制及び条件を説明する資料
- ②制作実績（直近で規模や機能面で参考となるものを3つ）・・・10部
- ③制作体制・進行予定表・・・10部
- ④提案に要する総費用（以下の内容を含む）・・・本紙1部、コピー10部
 - ・サイト構築にかかる工数・費用（デザイン・詳細設計・コーディング・CMS 構築・動作確認等）
 - ・コンテンツ編集費用（既存ページ再編集、新規作成ページ作成含む）
 - ・CMS ライセンス費用
 - ・ドキュメント（設計費用・更新マニュアル）制作費用
 - ・公開後の保守・サポート費用
- ⑤会社概要・・・10部
- ⑥審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は
内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し・・・10部
- ⑦参加申込書・・・1部

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和7年8月20日（水）17時（必着）

提出先：上記（1）に示す場所

(5) その他

- ① 企画提案者は、別冊の仕様書、契約書（案）及び役務提供請負契約基準を熟覧の上、見積しなければならない。この場合において、当該仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

6 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時： 令和7年7月25日（金） 14時～

開催場所： 山形大学法人本部4階第二会議室

（参加する場合は7月18日（金）までに上記5.（1）に示す連絡先まで連絡すること。）

7 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：本業務実施にあたっての予算は、1,700万円以内とする。

（すべての費用（税込価格）とする。）

ただし、当該予算額は、契約金額を約束するものではないこと。

採択件数：1件

8 選定方法等

(1) 選定方法

提案された各内容並びにプレゼンテーション

① 一次審査（書類審査）

(a)日時：令和7年8月下旬頃～9月上旬頃

(b)本学が設置する国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、書類審査を実施する。

② 二次審査（プレゼンテーション）

(a)日時：令和7年9月19日（金）（※詳細は後日連絡する）

(b)場所：山形大学法人本部棟4階第二会議室

(c)本学が設置する選定委員会において、企画提案書等の内容に対するヒアリングを実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、別途定めた審査基準のとおり選定結果を通知する。

9 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するので、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

契約締結については、国立大学法人山形大学が定めた役務提供契約基準によるものとする。

10 スケジュール

公 募 開 始：令和7年7月10日（木）

説 明 会：令和7年7月25日（金）14時

公 募 締 切：令和7年8月20日（水）17時

一 次 審 査：令和7年8月下旬頃～9月上旬頃

一次審査結果通知：令和7年9月5日（金）

二 次 審 査：令和7年9月19日（金）

二次審査結果通知：令和7年9月26日（金）

契 約 締 結：令和7年10月下旬頃

委 託 開 始：令和7年11月4日（火）

作 業 完 了 期 限：令和9年9月30日（木）

11 その他

事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

参 加 申 込 書

令和 年 月 日

国立大学法人山形大学 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

担当者 所属部署

氏 名

電 話

F A X

E-mail

国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務の企画競争に関する公募に参加します。

提出書類

1. 企画提案書
2. 制作実績（直近で規模や機能面で参考となるものを3つ）
3. 制作体制・進行予定表
4. 提案に要する総費用
5. 会社概要
6. 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等
又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

提出期限：令和7年8月20日（水）17時

国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務仕様書

1. 件名

国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務

2. 目的

山形大学 Web サイトは、大学の「顔」であり、不特定多数への速報性を伴う情報媒体として、本学広報メディアミックスの旗艦的役割を担っている。大学のあらゆる活動の情報発信やステークホルダーとのコミュニケーションツールとしての機能面強化の観点から、ステークホルダーからの意見を取り入れ、随時リニューアルを図る。

また、これからの受験生はデジタルネイティブとして成長してきており、タイムパフォーマンスを重視する傾向がある。少ない工程で目的の情報にたどり着けること、または視覚的に情報を素早く収集できる設計とし、受験生及び父母等へ訴求力の高いものへ改善していくことが必要である。

現在のユーザビリティ、ウェブアクセシビリティの水準を維持・向上させつつ、閲覧者にとってより分かりやすく、閲覧しやすい Web サイトにリニューアルすることをその目的とする。

3. 概要

(1) 対象 Web サイト

国立大学法人山形大学 Web サイト（日本語版）

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/>

(2) 業務内容

○Web サイトのリニューアル業務

- 現状 Web サイトの分析

現 Web サイトの問題点、不足点など分析し、それらの改善策を提案すること。

- Web サイト設計、デザイン（レスポンシブデザイン対応）、構築

提案した改善策に基づきデザイン、コンテンツ、サイト構成などの改修に係るすべての企画、並びにその更新を行うためのシステム及び運営体制を提案し、制作すること。

なお、サイト構築は、適宜本学担当者と調整しながら進め、細部の修正など対応を可能なものとする。

定期的な情報発信、画像の更新を含めた新鮮さの維持のための仕組みを含めること。

- 既存 Web サイトコンテンツ（静的な HTML 含む）の移行
現在のホームページにある記事（令和 2 年 4 月 1 日以降の記事）及び固定ページを移行後の Web サイトへ移行すること。
なお、移行対象となるページは
国立大学法人山形大学 Web サイト（日本語版）：約 1,800 ページである。

○Web サイト利用環境の構築

- Web サイト利用環境の構築
本 Web サイトは、クラウドサービス上において構築するものとし、令和 10 年 9 月 30 日までのクラウドサービス利用料を本調達に含むこと。
導入する環境及び構築するシステムは、以下の要件を満たすこと。
- 環境の要件
サーバー構成は以下の要件を満たすこと。
CPU：4Core 以上（仮想も可とする）
メモリ：8GB 以上
ストレージ：800GB 以上
仮想または物理サーバー内の OS を占有するサービスを使用し、本学以外のユーザーと共用しないこと。
- 障害発生に備え、公開データのバックアップ（日次を想定）を保管すること。
- 日本国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターと国内に裁判管轄権があるサービスを利用すること。
- ネットワーク疎通監視やアプリケーション監視の機能を有し、ダウン検知時、及びダウンからの復旧時にメールにて通知すること。
- セキュリティ対策のための WAF を導入すること。
- SSL や TLS の対応を実施すること。

○アクセス解析を行う環境の構築

- Google Analytics によりアクセス解析を行う環境を構築するとともに、受注者が指定するアカウントを Google Search Console 上のプロパティ管理者に定め、運用者用のマニュアルを作成する。

○保守

本 Web サイト及びクラウドサービスについて、令和 10 年 9 月 30 日までの期間における以下の内容の保守を本調達に含むこと。

①セキュリティ対策の実施

- ・本システムで利用している OS、ミドルウェア、ソフトウェアにおいてセキュリティ関係の脆弱性が公表された場合、直ちに本学担当者と協議の上、必要な対策を行うこと。

②不具合対応、障害発生時の復旧対応

- ・本学から電話、電子メールのいずれかの方法で、不具合・障害の発生を通知された際には、4 時間以内に復旧対応を開始できる体制であること。ただし、保守業務の通常対応時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までの時間帯とする。なお、ここでいう平日とは土曜、日曜、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び本学が休業日として定める日除く日をいう。通常対応時間外に不具合・障害が発生したことを通知された場合には、翌平日の午後 1 時までに復旧対応を開始できる体制であること。

③システムの遠隔監視

- ・自動でシステム及びサーバーの死活監視を行い、異常を検知できる仕組みを構築すること。
- ・保守に関する問い合わせ窓口を一本化し、電話、電子メール等による問い合わせに対応すること。

④Web サイトの修正

- ・Web サイトに正常な使用状態で不具合等が発見された場合には、本学担当者と協議の上対応すること。

(3) スケジュール

- ・ 令和 8 年 4 月上旬：ベースデザイン・構造確定
- ・ 令和 9 年 6 月中旬まで：コーディング・システム構築
- ・ 令和 9 年 6 月下旬まで：既存コンテンツ移行
- ・ 令和 9 年 9 月上旬～：公開作業
- ・ 令和 9 年 9 月 30 日まで：作業完了期限
- ・ 令和 9 年 10 月 1 日～：全体公開

4. Web サイトの現状

- ・ オープンソース CMS「Concrete5」を使用

5. 現行サーバー環境

CPU：仮想：4Core

メモリ：16GB

ストレージ： 500GB

OS：Debian GNU/Linux

HTTP Server：Apache

データベース：MariaDB

PHP

Perl

6. リニューアルに関する主な要件

- 基本的な SEO 対策を実施すること。
- 利用者は、パソコン（Windows、macOS 等）のブラウザ、スマートフォン（Android、iPhone 等）のブラウザでインターネットから利用できること。
対応ブラウザ
＜パソコン＞
Google Chrome(最新版)
Fire Fox(最新版)
Safari(最新版)
Microsoft Edge(最新版)
＜スマートフォン＞
Android 及び iPhone の標準ブラウザ
- 自動的にパソコン、タブレット、スマートフォンの表示サイズに合わせた適切な文字サイズ、画像サイズ、配置レイアウトデザインに切り替わるようレスポンシブウェブデザインとして使いやすさの向上や統一感を持たせること。
- 「JIS X 8341-3:2016」を考慮した設計とし、高齢者・障害者等への対応として、サイトアクセシビリティの確保と向上に配慮すること。
- CMS については、本学職員によるコンテンツ作成、更新、管理などの作業が使い慣れた環境で容易にできるようにするため、現行本学において利用している Concrete CMS の最新版での導入を基本とすること。
- HTML の知識がなくとも、容易にコンテンツの追加等の編集が可能なこと。
- 新規のカテゴリーが、容易に追加できること。
- 複数のユーザーが、ユーザー毎にコンテンツの編集できるページを設定できること。
- 新規に大学との協議によるコンテンツの編集できるページを設定できること。
- ユーザーが Web サイトの全体から容易に検索できる機能を有すること。

- 本学が別途調達予定である SaaS 型ソリューションの Web サイト翻訳ツールの導入を支援すること。
- 各関係ドキュメントを作成し、令和 9 年 9 月 30 日まで納品すること。なお、各関係ドキュメントは CD-ROM・Blu-ray ディスク等のメディアによるデータとし、作成したバナー、画像、イラスト等の素材データはアプリケーションファイル（.psd、.ai 等）とともに提出すること。イラスト原画データなどの著作権を委譲できない場合は事前に報告し協議すること。制作した素材データは、本学での 2 次利用を可能とすること。
- 操作マニュアルを作成し、納品すること。（紙ベース 5 部及び電子ファイルによるデータ納品）
- 令和 9 年 9 月にシステム管理者向け講習会を実施すること。また、講習会において講習風景のビデオ収録を可能とすること。収録したビデオは、更新・管理運用担当者が理解するための記録資料として活用するためのもので一般公開が目的ではないこととする。

7. Web ページのデザインについて

- Web サイトは、数年で陳腐化することがないように受注者の専門的知見に基づく構成にすること。
- スクールカラー及びシンボルマーク等を使用し、山形大学ヴィジュアル・アイデンティティデザインマニュアルを遵守すること。
- Web サイトに掲載するイラスト・ロゴ・バナーの作成及び画像・写真データの撮影、加工を行うこと。
- 本学が別途調達予定である SaaS 型ソリューションの Web サイト翻訳ツールを念頭に置いたページデザインとすること。
- 現状 Web サイトの掲載項目については原則リニューアル後も掲載すること。
- 現状 Web サイトの分析の結果、掲載項目が改善案に含まれる場合は提案すること。
- 具体的な掲載項目は、本学担当者と協議の上、決定すること。実際のページに係るテキスト、画像等作成に当たっては、リライトすることも、現状 Web サイト内のテキストや写真を使うことも差し支えない。
- トップページには、最低限、以下のコンテンツを配置すること。

① トピックス、新着情報等

本学が情報発信をするための訴求力の高い画像付ニュース記事のスペースを設けること。タイトルは変更して差し支えない。時系列での表示や、タグで分類できるようにするなど、多くのニュース記事をわかりやすく掲載できるようにすること。

② 重要なお知らせ

緊急時に目立つようニュースを表示できるようにすること。その場合もデザイン性を損なわないこと。

③ WEB マガジン「ひととひと」の効果的な紹介・リンク

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/hitotohito/>

④ 受験生のためのナビゲーションサイト「やまがた大学ナビ！」の効果的な紹介・リンク

<https://www.yamagata-u.ac.jp/enroll/>

- サイト構成、デザインモック等に関して、上記を踏まえ、サイト構成（サイトマップ）、画面（ワイヤーフレーム）の設計及びデザインモック、プロトタイプの作成を行うこと。デザインモック、プロトタイプの作成に当たっては、モックアップツール等を用いて、動作確認（レスポンス対応を含む。）ができるようにすること。ただし、モックアップツールでは実現できない特殊な動作を含む箇所（ブロック等）については、グラフィックデザインを基にした HTML コード化の実現性を確認するため、動作確認用の HTML ファイル、CSS ファイル、JavaScript 等のファイルを作成すること。

8. 事業規模（予算）

17,000,000 円以内

（すべての費用（税込価格）とする。）

9. 実施に当たっての留意事項

- 受注者は、本業務等を適切かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡を取り、十分な打合せを行うこと。
- 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項については、受注者は事前に発注者と協議を行い、その指示に従うこと。
- 本仕様に記載のないものについては、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

10. 秘密の保持

受注者は、業務遂行の過程で知れた情報を第三者に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。

11. 補足事項

- サーバーへの外部からの FTP は基本的に許可しない。ただし、サーバーの保守管理に係る場合はこれを一部許可する。
- クラウドサービス利用及び保守について、原則として本学から申し出のない場合は令和 10 年 10 月 1 日以降も継続できること。

審査基準

I 採択案件の決定方法

企画提案書等に基づき審査を行い、国立大学法人山形大学 Web サイトリニューアル及び運用保守業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）委員の各評価項目の得点合計が最も高かった者を契約予定者として採択する。ただし、提案を確認できない審査項目は不可とし、一項目でも不可と判断された場合は不合格とする。また、「評価基準」評価項目4-4、6-2について、過半数の選定委員会委員から「満たしていない」と評価された場合も、各評価項目の得点合計に関わらず不採択とする。なお、審査期間中に必要に応じて提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

II 審査方法

（1）一次審査（書類審査）

企画提案者について、あらかじめ提出された企画提案書等をもとに別表の「審査における評価基準」に基づき採点し、各評価項目の得点合計上位の者から五者程度を選定する。選定された者が、二次審査（プレゼンテーション審査）に参加できるものとする。なお、参加資格に満たない者は、一次審査前に審査対象から除外し、参加者が五者未満の場合は、全員が二次審査（プレゼンテーション審査）に参加するものとする。

① 審査方法

選定委員会委員の各評価項目の得点合計の上位五者程度を一次審査通過者とする。

② 結果通知

結果は、審査終了後に「参加申込書」担当者にメールにより通知を行う。なお、審査内容や、結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

（2）二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査で選定された者によるプレゼンテーションを実施するものとし、実施方法等の詳細は別途通知する。別表「審査における評価基準」に基づいて審査を行う。

① プレゼンテーションについて

- ・ 選定委員会が理解しやすいよう、提案内容は簡潔に説明すること。
- ・ プロジェクターを使用し説明すること（使用するプロジェクターは本学で用意する）とし、投影する資料は二次審査当日にUSBメモリまたはパソコンに保管したうえで持参すること。また、別途選定委員会へ配布を希望する資料がある場合は10部用意したうえで持参すること。
- ・ パソコンを持参する場合は、本学の用意するプロジェクターとHDMIケーブルで接続可能なものを持参すること。
- ・ 投影する資料の電子データは本学に提出すること。
- ・ 説明人員は、5名以内とすること。
- ・ 時間は1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）を予定しているが、詳細については二次審査に進む者にのみ別途通知するものとする。

② 審査方法

- 企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案内容を評価し、合計点数が最も高い者を契約予定者とする。
- 合計点数が最も高い者が2以上（同点）ある場合、「価格点」が高い者を契約予定者とする。
- 合計点数が最も高い者が2以上（同点）で「価格点」が同じ場合は、実施体制・履行能力の点数が高い者を契約予定者とする。

③ 結果通知

結果は、二次審査終了後に一次審査通過者の「参加申込書」担当者にメールにより通知を行う。

なお、審査内容や、結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。

Ⅲ 評価方法

別添「審査における評価基準」に則り評価を行い、選定委員会における委員が各々評価した結果を合計したものを当該企画提案者の得点とする。

審査における評価基準

評価要素及び評価基準は、次のとおりとする。

評価項目	点数小計	設問点数 (満点)	評価基準				
1 現状Webサイトの分析	5		分析・提案 なし	分析のみ	提案のみ	分析・提案 あり	分析・提案 あり、改善 が期待できる。
1-1. 現ウェブサイトの問題点、不足点などを分析し、それらの改善策を提案しているか。		5	1	2	3	4	5
2 webサイト設計、デザイン(レスポンシブデザイン対応)、構築			不可	可	良	優	
2-1. 提案した改善策に基づいたデザインとなっているか。		3	0	1	2	3	
2-2. 提案した改善策に基づいたコンテンツ、サイト構成等になっているか。		3	0	1	2	3	
2-3. 提案した改善策に基づいた更新を行うためのシステム及び運営体制となっているか。		3	0	1	2	3	
2-4. サイト構築は、本学担当者と調整しながら進め、細部の修正など対応可能か。		3	0	1	2	3	
2-5. 定期的な情報発信、画像の更新を含めた新鮮さの維持のための仕組みがあるか。		3	0	1	2	3	
2-6. 汎用性が高く、全学的に有効に活用され、運用し育てられるようなデザインシステムの構成や計画になっているか。		3	0	1	2	3	
2-7. 技術や手法やプロセスなどの各種トレンドをよくキャッチアップしており、それらが全体計画に活きているか。		3	0	1	2	3	
3 既存Webサイトコンテンツ(静的なHTML含む)の移行	5		不可	一部不可	可		
3-1. 既存コンテンツの移行が可能か。		5	0	2	5		
4 Webサイト利用環境の構築			満たしていない	一部満たしていない	満たしている	一部使用以上の性能	仕様以上の性能
4-1. Webサイト利用環境の構築について、仕様を満たしているか。		5	0	2	3	4	5
4-2. 提案するサーバーについて、クラウドサービスであり、環境要件を満たしているか。		5	0	2	3	4	5
4-3. 障害発生に備え、公開データのバックアップ(日次を想定)を保管できるか。		5	0	2	3	4	5
4-4. セキュリティ対策について、仕様を満たしているか。		5	0	2	3	4	5
5 アクセス解析を行う環境の構築	5		作成されない	簡易的なもの	詳細なもの		
5-1. 仕様を満たし、運用用者のマニュアルの作成がされるか。		5	0	2	5		
6 サイト運用・システム保守			満たしていない	一部満たしていない	満たしている	一部使用以上の性能	すべて仕様以上の性能
6-1. コンテンツ運用に関する提案について、本学の目的と合致しているか。	10	5	0	2	3	4	5
6-2. サイト運用に関する提案について、一貫性・継続性(令和10年4月以降のクラウドサービス利用・保守体制含む)が考慮された保守・運用の設計提案となっているか。		5	0	2	3	4	5
7 制作体制・進行予定表について			期待できない	一部期待できる	期待できる	大いに期待できる	
7-1. プロジェクトが円滑に機能するチーム体制となっているか。		3	0	1	2	3	
7-2. 粘り強くコミュニケーションを取り、十分な相互理解に達するようなプロジェクト進行が期待できるか。		3	0	1	2	3	
7-3. 有効なプロジェクト管理手法を用いて、計画通りの品質が保証された成果物が納品される提案であるかどうか。		3	0	1	2	3	
8 見積金額の妥当性	20	20					
8-1. 提案事業費による評価(価格点計算式(※1)による)							
9 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価							
9-1. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。		2	行動計画策定済み 0.5点	認定段階1 1点	認定段階2 1.5点	認定段階3 2点	
9-1-1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)							
9-1-2. 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)		2	くるみん認定 1点	プラチナくるみん認定 2点			
9-1-3. 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定		1	ユースエール認定 1点				
9-1-4. 上記に該当する認定等を有しない		0					

合計 100

※1 価格点＝最低提示価格÷貴社提示価格×20点

(契約事務) 別記様式8の4(役務)

役 務 提 供 請 負 契 約 書 (案)

件 名 国立大学法人山形大学 Webサイトリニューアル及び運用保守業務

請負代金額 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

発注者 国立大学法人山形大学 と 受注者 ○○○○○○○○○○ との間において、上記の業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を実施するものとする。

第2条 業務期間は、契約締結日から令和9年9月30日までとする。

第3条 業務完了通知書は、山形大学小白川キャンパス事務部運営支援課財務会計担当に送付するものとする。

第4条 請負代金は、検査に合格した日の翌々月末までに、1回に支払うものとする。

第5条 契約保証金は、免除する。

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 受注者又はその使用する者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第8条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者(以下「下請負人」という。)に委任し、又は請け負わせること(以下「下請負等」という。)をしてはならない。ただし、業務の一部を第三者に請け負わせる必要がある場合は、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得るものとする。

2 前条の規定は、下請負等をする場合にも適用する。

第9条 受注者は、故意又は過失その他受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 受注者は、発注者から提供された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報を第三者（下請負等する場合における下請負等事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報について、業務を遂行する目的の範囲を超えて利用、複写、複製、又は改変すること。

3 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。受注者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。

5 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報を、業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

8 受注者は、業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部について下請負等をする場合（下請負人が発注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、発注者に対し、下請負等をする旨、下請負人の名称及び住所を事前に書面により通知し、発注者の書面による許諾を得るものとする。

9 受注者は、下請負等をする場合、下請負人に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第11条 受注者は、発注者が規定する不正行為に該当したときは、発注者に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は請負代金額の十分の一に相当する金額とし、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、自己の生じた実際の損害が同項に規定する違約金の額を超える場合において、受注者に対しその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

第12条 発注者は、受注者が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第13条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人山形大学が定めた役務提供請負契約基準によるものとする。

第14条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする山形地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

発注者 山形市小白川町1丁目4番12号
国立大学法人山形大学
小白川キャンパス長 大 西 彰 正

受注者 住 所 _____
○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○ 印

別記第一号

役務提供請負契約基準

この基準は、国立大学法人山形大学（以下「本学」という。）における役務提供に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

- 第一 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書を内容とする役務提供の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の役務提供を契約書記載の履行期間内に完了するものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 役務提供の実施方法等請負履行のために必要な一切の手段については、契約書及びこの約基準並びに仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 発注者及び受注者は、この契約の履行に関して知り得た事項についてはその機密を保持しなければならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 契約書及びこの契約基準並びに仕様書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

（請負業務の実施の調整）

- 第二 発注者は、受注者の実施する請負業務及び発注者の発注に係る第三者の実施する他の請負業務が密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。

この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の実施する請負業務の円滑な履行に協力しなければならない。

（経費内訳明細書等の提出）

- 第三 受注者は、この契約締結後十五日以内に、経費内訳明細書及び業務等実施計画表（以下「内訳書及び計画表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。
- 2 内訳書及び計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

- 第四 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委任又は下請負の禁止）

- 第五 受注者は、請負業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人の通知）

第六 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（監督職員）

第七 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、契約の履行について監督させることができる。

- 2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち、第二に示す請負業務の実施の調整に関する事項のほか、仕様書に定めるところにより、仕様書に基づく契約の履行についての受注者又はその指揮及び監督に服する者に対する指示、承諾又は協議、及び請負業務の実施状況の検査の権限を有する。
- 4 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 5 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（履行報告）

第八 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与物品等の管理）

第九 発注者が、受注者に貸与する物品（施設を含む。）等（以下「貸与物品等」という。）の品名、数量等については、仕様書等に定めるところによる。

- 2 貸与物品等の引渡し及び受領については、書面により明確にしなければならない。
- 3 受注者は、貸与物品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により貸与物品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（仕様書の変更）

第十 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間等の変更方法等）

第十一 履行期間若しくは請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間若しくは請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に

通知することができる。

- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議をして定める。

(一般的損害)

第十二 契約の履行その他請負業務の実施に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第十三 受注者は、請負業務が完了したときは、業務完了通知書により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、当該請負業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示により、直ちに仕様書に定める請負業務を改めて履行し、発注者による検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第十四 発注者は、第十三第二項の検査を行い、合格したときは、検査に合格した日の翌々月末までに請負代金を支払わなければならない。

- 2 発注者は、第十三第二項の検査を行い、合格したときは、検査に合格した翌月中に支払予定額を受注者に通知するものとする。受注者は、通知された支払予定額を確認し、異議がある場合には、支払予定額の通知を受けた日から十日以内に発注者に通知するものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第十三第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第十五 受注者は、請負業務の完了前に、請負業務の履行済部分に相応する請負代金相当額の全額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る履行済部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十四日以内に、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による確認があったときは、請負代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から十四日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、第三項に規定する検査において確認した請負業務の履行済部分に相応する請負代金相当額の全額とする。
- 6 第四項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(契約不適合責任)

第十六 発注者は、引き渡された請負の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 請負の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第十七 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に給付を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から請負業務の履行済部分に相应する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)に基づき第八条に基づき財務大臣が定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第十四第二項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条に基づき財務大臣が定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第十七の二 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項（独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第七条若しくは第八条の二の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）

に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第一項に定める請負代金額は、総価契約にあっては総価、単価契約にあっては契約期間全体の支払総金額とする。
- 4 前二項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、その構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。発注者は既に共同企業体を解散しているときは、その構成員であった者についても、同様とする。
- 5 第一項の規定は、契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 6 受注者が共同企業体である場合における第一項の規定については、その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（契約保証金）

第十八 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、本学に帰属するものとする。
- 3 発注者は、受注者が契約上の義務を履行したときは、受注者の請求に基づき契約保証金を還付しなければならない。

（発注者の解除権）

第十九 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、履行開始日を過ぎても履行を開始しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に給付を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 三 第三の定めにより提出された書類について虚偽又は不正の記載があると認められるとき。

- 四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第二十一第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者が、第十七の二第一項に規定する不正行為に該当することになったとき。
- 七 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務提供の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 第二十 発注者は、給付が完了するまでの間は、第十九第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （受注者の解除権）
- 第二十一 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 発注者がこの契約に違反し、その違反により給付を完了することが不可能になったとき。
 - 二 天災その他避けることの出来ない理由により、給付を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 第二十第二項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第二十二 発注者は、この契約が解除された場合においては、請負業務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した履行済部分に相應する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与物品等があるときは、当該貸与物品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与物品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 第二項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第十九の規定によるときは発注者が定め、第二十又は第二十一の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第二項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(契約不適合責任期間等)

第二十三 発注者は、請負の目的物に契約不適合があることを知った時から一年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下第二十三において「請求等」という。）をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 2 発注者は、第一項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 3 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 4 引き渡された請負の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が、その材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(違約金等の徴収)

第二十四 受注者が、この契約に基づく違約金、賠償金又は損害金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年三パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年三パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第二十五 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。